

日本血栓止血学会代議員資格審査運用基準

平成 29 年 1 月 27 日 制定

(目的)

1 この基準は、一般社団法人日本血栓止血学会定款施行細則第 7 条に定める選挙管理委員会による代議員候補者の資格審査の運用の際に用いる。

(候補者の審査の基準)

2 選挙管理委員会は立候補届のあったもので、(1) もしくは(2)を満たし、(3)–(5)をすべて満たす者を代議員候補者とする。

- (1) 4 年生大学又は 6 年生大学（医学部または薬学部）を卒業し、卒業後 10 年以上であること。
- (2) 上記(1)以外（短期大学、専門学校等）を卒業し、卒業後 10 年以上であって博士または修士（医学・薬学・保健学）を有するもの
- (3) 最近 5 年以上正会員であること。
- (4) 本学会学術集会または学術標準化委員会シンポジウムまたはこれらに準ずる本学会が開催する発表会に筆頭または共同演者として 3 回以上研究発表していること。
- (5) 本学会誌に筆頭著者あるいは責任著者として原著論文、症例報告、総説、トピックス、技術講座もしくはこれらに準ずるものうち 1 編以上を発表していること。

(細則の変更)

第 3 条 この細則は、理事会の審議を経て変更できるものとする。